

桑名市地域生活支援拠点整備事業実施要綱(案)

令和 年 月 日

告示第 号

(事業の目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児(以下「障害児者」という。)の重度化、高齢化及び親亡き後(障害児者を保護する親族がいなくなることをいう。)を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害児者の生活に対し様々な支援を切れ目なく提供し、障害児者を地域全体で支えるサービス提供体制として、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制(以下「地域生活支援拠点」という。)を構築するために、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点の機能)

第 2 条 地域生活支援拠点は、以下の各号のいずれかの機能を有するものとする。

- (1) 相談 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、連絡体制を確保する体制や障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入等体制、医療機関への連絡その他必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第 3 条 地域生活支援拠点の運営については、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会(以下「協議会」という。)において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点の整備の方針等について検討を行い、協議会における検討結果を踏まえた運営を行うものとする。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第 4 条 地域生活支援拠点の機能を担う事業所(以下「事業所」という。)は、以下の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 法第 29 条第 1 項に基づく指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 2 第 1 項に基づく指定障害児入所施設又は児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

2 事業所のうち、第 2 条各号に掲げる機能のうちいずれかの機能を担おうとするものは、桑名地域生活支援拠点登録届出書(別記様式)を提出するものとする。

3 前号の届出をした事業所は、地域生活支援拠点に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

4 事業所は、実施した事業の内容の記録を作成の上、5年間保存し、市長から求めがあった場合は提出するものとする。

5 第2条第5号に掲げる機能についての報酬の算定の対象は、協議会における協議を踏まえ、市長が認定したものとする。

(個人情報の保護)

第5条 事業所の職員又は職員であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は協議会における協議を踏まえ、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式)

年 月 日

桑名地域生活支援拠点登録届出書

(あて先) 桑名市長

届出者 所在地

事業者名

代表者名

印

桑名地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。

区 分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点 等として担う機能	☐ ①相談 ☐ ②緊急時の受入れ・対応 ☐ ③体験の機会・場 ☐ ④専門的人材の確保・養成 ☐ ⑤地域の体制づくり
開始(予定)年月日	年 月 日

※添付書類

・運営規定(変更後)